

公認審判員規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が主催又は認定する国内の公式競技会において、競技者の試技判定等を担当する公認審判員の認定、登録、昇級、審判技術等に関する事項を定めるものである。

第2条（種別と資格）

- 1 公認審判員は、1級、2級、3級の3種に区分する。
- 2 各級の公認審判員の資格内容は次の各号に示すとおりとする。
 - (1) 1級公認審判員は、国内全ての公式競技会の陪審員及びレフリーとしての資格を有する。
 - (2) 2級公認審判員は、国内全ての公式競技会のレフリー及び全日本選手権大会以外の陪審員としての資格を有する。ただし、全日本選手権大会であっても、技術委員会の要請により、陪審員となることができる。
 - (3) 3級公認審判員は、全日本選手権大会におけるサイドレフリー（副審）の資格及び全日本選手権大会以外の公式競技会におけるチーフレフリー（主審）としての資格を有する。

第3条（推薦基準、認定基準等）

- 1 1級公認審判員の推薦基準は、2級公認審判員であって3年以上の審判実務経験を有し、且つ、10回以上の公式競技会において審判を行い、優秀と認められることを要件とする。ただし、審判実務経験のうち原則として7回以上は全国規模の競技会であり且つその中で少なくとも5回はパワーリフティング3種目の競技会であることを必要とする。本項における審判実務経験としてカウントされるには、最低でも50試技以上の判定を行った場合に限る。尚、陪審員を行った場合も審判実務経験とみなす。本項により推薦される者は、1級公認審判員昇級試験に合格した場合に限り認定されるものとする。ただし、昇級試験当日の競技会は、推薦基準に必要な審判実務履歴には含まれない。
- 2 2級公認審判員の推薦基準は、3級公認審判員であって3年以上の審判実務経験を有し、且つ、10回以上の公式競技会において審判を行い、優秀と認められることを要件とする。ただし、審判実務経験のうち原則として少なくとも5回はパワーリフティング3種目の競技会であり、主審を2回以上経験し且つブロック大会の審判実務経験を1回以上有することを必要とする。本項における審判実務経験としてカウントされるには、最低でも50試技以上の判定を行った場合に限る。尚、陪審員を行った場合も審判実務経験とみなす。本項により推薦される者は、2級公認審判員昇級試験に合格した場合に限り認定されるものとする。ただし、昇級試験当日の競技会は、推薦基準に必要な審判実務履歴には含まれない。
- 3 3級公認審判員については、3級公認審判員試験に合格した場合に限り認定されるものとする。

第4条（3級公認審判員試験）

- 1 3級公認審判員の受験資格は次のとおりとする。

- (1) 3級公認審判員は、本協会の定款、各種規程、競技規則、ガイドライン等を修得し、パワーリフティング競技（以下、「本競技」とする）の普及、発展のために貢献する熱意のある者。
 - (2) 年齢20歳以上（カレンダーイヤー）で、本競技歴3年以上又はウェイトトレーニングの経験（パワーリフティング3種目の実践経験があること）が4年以上である者。ただし、全日本学生パワーリフティング連盟に所属する受験者については、20歳以上で、本競技歴又はウェイトトレーニングの経験は2年とする。
- 2 3級公認審判員試験は学科試験とし、その合格点は80点以上とする。
 - 3 3級公認審判員試験の実施については、加盟団体が主催し且つ技術委員会の委員を講師とする審判講習会を開催することを必須とする。
 - 4 審判講習会及び3級公認審判員試験の実施に関する細則は別途定める。

第5条（1級及び2級公認審判員昇級試験）

- 1 1級及び2級公認審判員昇級試験の受験資格は次のとおりとする。
 - (1) 第3条第1項又は第2項に定める推薦基準を満たし、且つ当該審判員が所属する加盟団体の理事会で承認された者。
 - (2) 1級及び2級公認審判員の資格取得後、全国競技会及びブロック競技会において、本競技の普及、発展のために活動貢献する熱意があり、申込の段階でその旨の誓約書に署名をした者。
- 2 1級及び2級公認審判員昇級試験は実技試験とし、その合格点は90点以上とする。
- 3 1級及び2級公認審判員昇級試験の実施については、全国規模競技会（パワーリフティング競技の一般、ジュニア、サブジュニア、マスターズ、クラシック）での審判実務とする。
- 4 1級公認審判員昇級試験では、受験者は主審を務めるものとし、試験官は3名の陪審員が務める。又、2級公認審判員昇級試験では、受験者は副審を務めるものとし、試験官は1名の陪審員が務める。いずれの試験においても試験内容は、競技会での実際の試技を判定し、試験官の判定と一致した試技数をカウントする。この場合、試技完了までに至ったものをカウントし、合計100試技（うち、スクワット40試技、ベンチプレス30試技、デッドリフト30試技）で採点される。
- 5 前項に規定する試験官は、技術委員会又は技術委員長が指名する国際審判員又は国内1級公認審判員で構成される。
- 6 1級及び2級公認審判員昇級試験の実施に関する細則は別途定める。

第6条（昇級申請手続き）

- 1 3級公認審判員から2級公認審判員への昇級を申請する場合及び2級公認審判員から1級公認審判員への昇級を申請する場合、第5条第1項の規定に基づいて当該審判員の所属する加盟団体が理事会の承認があったことを示す書面を添え、本協会所定の申請書に必要事項を記入して技術委員会に提出しなければならない。
- 2 1級及び2級公認審判員への昇級申請手続きの受付は年1回（毎年度3月末日）とし、認定された場合、翌年度の昇級受験資格者とする。
- 3 いかなる場合も、1階級を越えた昇級を申請することはできない。

第7条（認定手続き）

- 1 1級及び2級公認審判員は、第3条第1項の規定に基づく推薦基準を満たし、技術委員会が受験資格を認定し且つ第5条の試験に合格した上で、登録手続きを完了した者が認定される。
- 2 3級公認審判員は、第4条第1項の規定に基づく受験資格を有し且つ同条第2項の試験に合格した上で、登録手続きを完了した者が認定される。
- 3 認定された公認審判員は、第8条に定める認定料を納付しなければならない。
- 4 各公認審判員としての認定日は、各試験合格日とする。

第8条（不登録事由）

- 1 前条の規定においては、次の各号のいずれかに該当する場合、審判登録することはできない。
 - (1) 過去に本協会の除名処分、永久停止処分を受けている場合
 - (2) 3級公認審判員の認定又は昇級申請の時点で、処分の検討対象になっている場合
 - (3) 前各号の他、理事会において審判としての登録を認めることができないと判断された場合
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会において処分の解除又は資格の復活等が認められた者は、審判登録をすることができる。この審判登録に際して、他の規程において必要な手続き条件が定められている場合は、これに従わなければならない。

第9条（受験料）

- 1 公認審判員の受験料は次のとおりとし、各試験の開催要項により指定された期間内に技術委員会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより納付しなければならない。
 - (1) 1級公認審判員 10,000円
 - (2) 2級公認審判員 6,000円
 - (3) 3級公認審判員 10,000円（ルールブック代、講習会受講料を含む）
- 2 一旦納入された前項の受験料は、いかなる理由があっても返却されないこととする。
- 3 第6条第1項の規定に基づいて昇級申請手続きがなされても、前第1項の規定により指定された期間内に受験料が納付されない場合、当該昇級申請手続きはなかつたものとみなす。

第10条（認定料）

- 1 公認審判員の認定料は次のとおりとし、第7条に規定する認定後の指定した期間内に納付しなければならない。
 - (1) 1級公認審判員 10,000円
 - (2) 2級公認審判員 6,000円
 - (3) 3級公認審判員 4,000円
- 2 認定料を納付した公認審判員には、認定証を交付する。
- 3 指定した期間内に認定料の納入がない場合、認定されないものとする。
- 4 第6条第1項の規定に基づく1級及び2級公認審判員昇級試験の受験者が当該試験に合格した場合、1級及び2級公認審判員昇級試験受験料を試験が実施された年度の認定料として扱うものとする。

第11条（登録）

- 1 公認審判員の年度登録料は次のとおりとし、毎年度、指定した期間内に納付しなければならない。
 - （1）国際審判員 12,000円
 - （2）1級公認審判員 10,000円
 - （3）2級公認審判員 6,000円
 - （4）3級公認審判員 4,000円
- 2 国際審判員の有資格者は、前項第1号及び第2号の登録料を重複して納付する必要はない。第1号の登録料のみでよいこととする。
- 3 第1項に規定する登録料の半額は、登録先加盟団体への交付金とする。
- 4 登録料を納付した公認審判員には、公認審判員証を交付する。
- 5 加盟団体は、登録された公認審判員の名簿を作成し、適正に管理しなければならない。

第12条（登録先）

公認審判員は、次号のいずれかに該当する加盟団体を登録先とする。ただし、複数の加盟団体を登録先とすることはできない。

- （1）ジム、クラブ、同好会等の団体に所属する者は、その所在地のある都道府県協会を登録先とする。
- （2）所属する特定の団体がない者は、在住地、通学先又は勤務先のある都道府県協会を登録先とする。
- （3）第1号の規定にかかわらず、全日本学生連盟の加盟団体に所属する者は、全日本学生連盟を登録先とする。

第13条（登録先の特例）

- 1 都道府県協会が未組織の場合又は都道府県協会において登録事務手続きができない状態の場合、登録料は、管轄ブロックのブロック長が所属する都道府県協会に納付するものとする。この場合、当該都道府県協会を登録先とする。
- 2 前項において、ブロック長が未確定の場合、年度において最初に審判協力又は役員協力するブロック単位の競技会を開催主管する都道府県協会を登録先とする。

第14条（国際審判員）

- 1 国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）によって認定される1級国際審判員及び2級国際審判員に関する国内の取り扱い事項は、技術委員会が主管する。
- 2 国際審判員は、IPF国際審判員規程に基づいてその資格を取得するものとし、資格取得希望者がいる場合、所属する加盟団体の理事会の承認の上で、加盟団体が本協会への推薦手続きを取らなければならない。ただし、当該加盟団体からの推薦が無い場合であっても、技術委員会の審査と推薦に基づく本協会の理事会の承認により、推薦候補者となることができる。
- 3 加盟団体からの推薦候補者は下記の条件を満たしていなければならない。
 - （1）1級公認審判員であって、1級の資格認定後、10回以上の全日本選手権大会における審判実務経験を有すること
 - （2）競技者又は役員として国際大会に出場した経験のある者
 - （3）国際審判員として国内外の大会に積極的に参加できる者

- (4) 人格、識見とも国際審判員としてふさわしい者であること
- (5) 英語に堪能であること
- 4 前項の各号に規定する基準を満たす候補者として本協会に推薦があった場合、技術委員会が審査して適否を判断し、理事会において承認するものとする。
- 5 前項において承認された1級国際審判員又は2級国際審判員の推薦候補者に関するIPFへの申請手続きは、国際委員会が行う。
- 6 1級国際審判員及び2級国際審判員の更新手続きにおいては、国内の公認審判員の資格を有していることを条件とし、国際委員会が更新手続きを行う。

第15条（資格喪失）

- 1 公認審判員は、次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。
 - (1) 第9条第1項に規定する登録料の納付を怠ったとき
 - (2) 特別な理由がなく、2年以上審判の任に当たらなかったとき。ただし、公式競技会の役員を担当する場合、審判実務を行ったものとみなす。
 - (3) 正当な理由無く、本協会又はIPFが認定しない競技会において審判実務を行ったとき
 - (4) その他、技術委員会が公認審判員として不適当と判断し、当該判断が理事会において承認された場合
 - (5) 競技者等に関する規程の他、IPF並びに本協会の方針及び他の規程等に違反した場合
- 2 国際審判員の資格喪失については、IPFの規程に従うものとする。

第16条（資格の回復）

- 1 前条第1項第1号又は第2号の規定により資格喪失となった場合、第2項に定める条件を満たすことにより、且つ、復帰する年度の登録料に加えて再認定料を納めることにより喪失した資格の回復ができるものとする。なお、再認定料は第9条第1項に規定する認定料と同額とする。
- 2 資格回復に必要な条件は次の各号のとおりとする。
 - (1) 1級及び2級公認審判員については、登録料の未納期間が3年までを回復可能とする。ただし、未納期間が2年又は3年の場合は、パワーリフティング3種目競技の全日本選手権大会において、技術委員会が定める講習及び実務試験を行ない、適格であると判断されることを必要とする。この場合、別途定める申請書を所属の都道府県協会を通じて、定められた期限内に技術委員会に提出し、技術委員会が指定する全日本選手権大会に参加しなければならない。
 - (2) 3級公認審判員については、登録料未納期間が2年までを回復可能とする。この場合、別途定める申請書に登録料と再認定料を添え、所属の都道府県協会を通じて、期限内に技術委員会に提出しなければならない。
- 3 前項第1号及び第2号に定める期間を超えた場合は、資格の回復は認められない。又、一旦再認定により回復した場合、その後の資格喪失の回復は一切認められない。ただし、あらためて3級公認審判員試験に合格し、その資格を取得することは妨げない。
- 4 前条第1項第5号の規定に該当して審判資格を喪失した場合は、別途、競技者等に関する規程に基づく資格の復活手続きによらなければ、審判資格の回復は認められないものとする。

第17条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第18条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。ただし、第9条の受験料、第10条の認定料及び第11条の改定は理事会で審議し、社員総会にて決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は平成26年1月1日に改訂し、同日から施行する。